

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
会議録

開催回数	第 4 回					
開催年月日	平成 25 年 7 月 28 日 (日)					
開催時間	13:00～16:15					
開催場所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室					
出席者	学識経験委員	(一社) 廃棄物処理施設技術管理協会 会長		委員長	寺嶋 均	
		(一財) 日本環境衛生センター 理事		副委員長	河邊 安男	
		持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長			鬼沢 良子	
		東京電機大学 未来科学部 建築学科 教授			土田 寛	
	委員	印西市公募住民			亀倉 良一 黒岩 七三 黒須 良次 堀本 桂 山口 進	
		白井市公募住民		副委員長	柴田 圭子 藤森 義韶 渡邊 忠明	
		栄町公募住民			玉野 辰弘 山本 博久	
		印西CC環境委員会住民側委員			岩井 邦夫	
	事務局	印西地区環境整備事業組合		事務局長	岩崎 良信	
		印西CC	技術班 技術班	工場長 主幹 主幹 副主幹 副主査	大須賀 利明 高橋 康夫 鳥羽 洋志 土屋 茂巳 川砂 智行	
	関係市町	印西市	企画財政部財政課		課長	古川 正明
			環境経済部クリーン推進課		課長	川嶋 一郎
		白井市	総務部財政課		課長	渡邊 久義
			環境建設部環境課		主査	平井 努
		栄町	財政課		課長	中澤 寿司
	環境課		課長	岩崎 正行		
コンサルタント	(株) 日本環境工学設計事務所 技術部		課長 主任	朝日 大輔 糸山 豊		

※関係市町財政課長は、次第3まで出席

※傍聴人：18人

次第	頁
1 開会	3
2 会議録について（第3回会議）	3
3 組合関係市町の財政状況について	4
4 専門部会の設置について	17
5 事業推進手法の比較について	21
6 その他	42
7 閉会	43

次第1 開会

川砂智行（事務局：副主査）

只今から、印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会の第4回会議を開会します。

開会にあたり、委員長のごあいさつをお願いします。

寺嶋均（委員長）

大変お暑い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

この検討委員会も、第4回目を迎えることになりました。

これ迄、本格的な審議に入る前の準備的な部分で、色々な議論をして参りましたが、出来るだけ早くこの準備段階を終えて、本格的に審議を前へ進めるように出来たらと思う次第ですので、よろしくお願いします。

川砂智行（事務局：副主査）

以後の会議進行を委員長をお願いします。

寺嶋均（委員長）

議題に入る前に、第4回会議の会議録署名委員の指名を行います。

席順をお願いしているところですが、今回は、黒岩委員と岩井委員をお願いします。

次第2 会議録について（第3回会議）

寺嶋均（委員長）

次第の2番、「第3回会議の会議録について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

川砂智行（事務局：副主査）

第3回会議の会議録をご覧ください。

会議録の内容には、全文のものを大幅にコンパクト化していますが、実質の内容が全文のものと相違しないよう留意しながら、作成しました。

この会議録は、事前に皆様へメールにより提出し、一昨日の金曜日を目途に事前確認をいただいておりますが、大きな修正点等はありませんでした。

委員長と会議録署名委員に署名をいただいた後、速やかに組合のホームページにて、公開します。

寺嶋均（委員長）

事務局から説明が終わりました。

意見等がありましたら、出していただきたいと思います。

事前確認済みということですので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との発言あり)

承認いただいたということで、取扱させていただきます。

次第3 組合関係市町の財政状況について

寺嶋均 (委員長)

続きまして、次第の3番、「組合関係市町の財政状況について」を議題とします。

この議題にあたりまして、印西市財政課長の古川さん、白井市財政課長の渡邊さん、栄町財政課長の中澤さんにご出席いただける運びとなりました。

誠にありがとうございます。

それでは、早速、印西市さんから順に、財政資料の説明をお願いいたします。

古川正明 (印西市財政課長)

印西市財政課の古川と申します。よろしく申し上げます。

お手元に配布してある、平成23年度財政状況資料集に基づいて、簡単に説明します。

先ず、1ページの真ん中あたりですが、平成23年度の歳入総額は333億円程度、歳出が約303億円程度なので、歳入歳出の差引は、30億円程度でした。

繰越財源を除いた実質収支、いわゆる決算剰余金が、27億4千万円程度という状況です。

その段の真ん中より下に記載している、地方債の現在高及び債務負担行為額は、将来の財政負担になるものです。

千葉ニュータウン関係の残債があることから、地方債の現在高で248億、債務負担行為で148億、合わせて400億弱の負債がある状況です。

その下に、積立金現在高ということで、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金と表記しており、合計84億円程度になります。

積立基金は、将来の財政需要に対応するために予め積み立てておくもので、特定目的基金は、既に目的を決めて積み立てているものです。

財政調整基金は、年度間によって財政調整が必要になった場合に使うために持っているもので、約54億円程度あります。

その右側に、実質収支比率や経常収支比率を記載しています。

比率の意味合い的な説明は割愛しますが、実質収支比率は、平成23年度は14.2%、平成22年度は7.8%です。

実質収支比率は、前年度からの繰越金の大小等により変動するので、高いから安いからということではなく、赤字になっていなければ良いとお考えください。

ちなみに、県内の市の平均は、7%程度です。

経常収支比率は、財政指標の中で重要な指標となります。

一般的に、経常的経費と経常的収入との比率が低い程、弾力性があると言われており、平成23年度は89.7%です。

標準財政規模は割愛します。

財政力指数は0.93で、毎年0.93、0.94、この辺のところで推移している状況です。

公債費負担比率は、一般財源をどれだけ公債費に充てているかという割合になりますが、11.1%なので、1割強の一般財源を使っている状況です。

その下に表記している健全化判断比率は、平成18年頃から用いられ始めたもので、4指標あります。

黒字になっていることから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は記入されていません。

残りの2つは、将来の財政負担に関するもので、実質公債費比率及び将来負担比率があります。

実質公債費比率は、市単独ではなく、公営企業や組合等の関係団体のものを全て合わせ、実質的に借金の返済に充てているお金の規模がどの程度あるかということが、問われているもので、10.6%と若干高い数字になっています。

その下に記載されている将来負担比率は、将来の残額ベースで見ると、58.3%という状況です。

主な財政状況は、2ページになります。

先ず、歳入の状況ですが、左のほうに地方税から記載しています。

印西市の財政状況は、地方税が160億程度で全体の約47.9%、大体、全国的な平均が35%程度なので、市税の占める割合が多いことが言えると思います。

その他、細かいものが列記されていますが、次に地方交付税ですが、31億8千万程度ということで、大きな金額になっています。

これは、平成22年3月に合併したことによる10年間の特例期間の関係で、通常よりも18億円程度、多く入っているという状況で、普通交付税は、25億円程度が収入されています。

そういったことで、一般財源が、全体として62.5%を占めるという状況であり、全国的な平均が55%程度なので、若干高いという状況です。

また、大きなところでは、印西市の特徴として、諸収入があります。

諸収入は、通常、かなり低い金額になりますが、印西市は36億円というかなり大きな金額になっています。

これは、千葉ニュータウン関係の公共施設の整備に関する地方債及び債務負担行為に対し、千葉県企業長及びUR都市機構などの、いわゆるニュータウン事業者から財政的支援を受けている関係で、かなり大きな金額になっています。

歳入合計は、先程申し上げた333億円程度の決算になっています。

次に、右側の歳出の状況ですが、上が目的別、下が性質別という形で区分けされています。

目的別で1番大きいのは民生費で、全体の25.9%、78億程度の支出です。

それに次いで、教育費、更には総務費、その後、衛生費となっています。

この組合の経費は、衛生費に入りますが、そういったものが大きなものとしてあります。

下段の性質別の歳出の状況で大きいものは、人件費と扶助公債費です。

人件費、公債費、扶助費を合わせた、いわゆる義務的経費が130億円程度、全体の43%を占めている状況です。

その他の経費は物件費で、施設の維持関係、委託料、光熱費などが、15%程度上がっています。

投資的経費は、平成23年度においては52億円程度で、これは年度によって沢山出る年と少ない年があります。

また、次のページの健全化判断比率ですが、4事業ありまして、赤字比率、連結赤字、実質赤字比率などはありません。

表の上部は、それに関する部分なので説明は割愛しますが、下部の公債費負担の状況と、将来負担の状況に関する表をご覧ください。

先程、簡単に触れましたが、公債費負担の状況というのが、元利償還金と準元利償還金といわれているもので、準元利償還金は、公営企業や組合、後は債務負担行為の中に、公債費に準じるようなものがあることから、そういったものを加算したもので、これは平成23年度の支払金ベースで算定したものです。

表の下部に、実質公債費率に関し、単年度と3カ年平均がありますが、単年度は11.7から10.5、9.9で、3カ年平均は16.3から11.7、10.6ということで、こちらのほうについても、千葉ニュータウン事業の償還が段々終了し始めていますので、今後、減少傾向になるといった状況です。

右側の将来負担の状況は、先程説明したとおり、現在高ベースで出すので、内容的には実質公債費率とあまり変わりませんが、こちらは全部単年度ベースで出すようになっており、表の下部に、将来負担比率と記載していますが、平成21年度が99.4、平成22年度が72.5、平成23年度が58.3ということで、先程、やや高いと説明しましたが、減少傾向になっており、今後もその傾向は続くものと考えています。

その辺が、今の財政状況でございます。

次に4ページの市町村財政比較分析表ですが、人口や産業構造が似かよった団体でグループ分けした類似団体別に比較した資料です。

赤いグラフは印西市の数値で、青い点は類似団体の数値です。

数値は高いほうが良いものと、低いほうが良いものがありますが、基本的には、数値が高いほうが良い傾向で、数値が低いほうが悪い傾向というような表現になります。

各欄を見ると、財政力については、かなり高い部類になりますが、経常収支比率の財政構造の弾力性は、類似団体と比べて、同程度ですが、先程説明したように、千葉ニュータウン事業関係が終了してくると、徐々にこちらも下がることになります。

将来負担の状況は、類似団体と大差ありません。

給与水準は、ラスパイレス指数が若干高い状況ですが、これは職員の年齢構成等によっても変わります。

職員が高齢化しているので、数値を押し上げている状況です。

次に、5ページの経常経費分析表ですが、先程説明したように、経常経費比率が若干高い状況です。

注釈は、後でご覧いただければと思いますが、物件費については、市町村合併により施設の数が多くなり、今後、行革の関係で、どういう整理になるか分かりませんが、人件費・物件費関係は高めになっています。

補助費等が高くなる主な要因は、印西市では、一部事務組合に対する負担金が全体を押し上げている現状があります。

次に6ページですが、今迄説明したことと重複するので、説明は割愛し、7ページの実質収支比率等に係る経年分析をご覧ください。

実質収支比率は、先程説明したように黒字ですが、実質単年度収支は赤字という形の表現になっています。

実質単年度収支は、余剰金である前年の繰越金と今年の繰越金を比較し、小さくなると、どうしても赤字という形の表現になってしまいます。

例えば、前年に30億の剰余金があり、翌年度に10億の剰余金では、マイナス20億というような表現になります。

要するに、平成21年度の剰余金が大きく、平成22年度の剰余金が少なかったということです。

予算は、歳入歳出同額で編成しますので、剰余金が大きく発生することは、必ずしも好ましいとは言えず、結果として剰余金が発生するということを注釈として加えさせていただきます。

次に8ページですが、赤字は出ていません。

次に9ページの実質公債費率（分子）の構造は、非常に専門的な話になりますが、緑の算入公債費は、交付税の中での算入がされている公債費なので、分かりにくいと思いますが、いわゆる元利償還金等は、こうした色々なもので構成されているということだけ理解いただければと思います。

実質公債費率は、先程言説明したように減少傾向です。

次に10ページの将来負担比率（分子）の構造ですが、こちらも交付税の要素で構成されていることを理解いただければと思いますが、こちらについても、減少傾向です。

簡単に印西市の財政状況について説明しましたが、先程申上げたように、経常経費の削減が課題という状況の中、ある程度、交付税の特例期間の関係により、積立金が、順調に積立出来ているという状況です。

先程、申上げました平成23年度の積立金84億円に対し、平成24年度では、100億円程度の規模になっています。

今後、千葉ニュータウン事業の関係で、学校や給食センターなど、急激に整備した公共施設の改修補修、あるいは更新をする必要がなる中、ある程度、積立金を積み立てているといった状況です。

寺嶋均（委員長）

次に白井市さん、お願いします。

渡邊久義（白井市財政課長）

白井市財政課長の渡邊です。よろしくお願いします。

説明時間が5分から10分位と聞いていましたので、簡単に説明したいと思います。

先ず、1ページの財政状況資料集ですが、総括表の中央の部分が平成23年度の決算です。

上段の歳入総額が179億2,800万円、その下の歳出総額が168億4,100万円、翌年度に繰越すべき財源として、1億8,800万円を差し引き、実質収支は、8億9,900万円ですので、黒字の決算であったことが読み取れます。

次に、右側の区分に、実質収支8.2%と記載していますが、これは、標準財政規模に対する実質収支の割合で、一般的には3~5%程度が望ましいとされています。

白井市の平成23年度の標準財政規模は、約110億円程度なので、実質収支は、6億円程度が適当なのかなと考えられます。

次に、経常収支比率は、90.3%で、先程、印西市さんからも説明がありましたが、経常収支比率は、地方税などの一般財源を人件費、扶助費及び公債費など、経常的に支出する経費にどの位充当しているかを示す数値なので、財政の健全性を判断する数値となります。

この比率が高くなる程、公共施設の整備など、投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなります。

都市にあっては、70~80%が望ましいとされており、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあると言われてしています。

白井市の場合、平成17年度には、99%に近づいたという経緯があります。

次に、公債費負担比率は、10.3%で、これは、公債費により、一般財源の使途が、どの程度制約されるかを示す指標となります。

一般的に、15%が警戒ライン、20%を超えると危険とされています。

次の囲みの4段目、実質公債費比率は、5.8%となっています。

これは、収入に対する借金の割合を示す数値で、18%以上だと、新たな借金をするときに許可が必要となり、25%を超えると、借り入れが制限されるというような財政指標です。

次に、真ん中の括りに、地方債現在高131億9,100万円と記載しています。

また、次の括りに、債務負担行為、括弧して支出予定額、22億9,900万円と記載しており、合計すると、155億程度になります。

この数字が、白井市の普通会計が抱える負債の残高と言えます。

次に、その下の積立金残高、いわゆる貯金ですが、財政調整基金は、23年度末で23億8,800万円です。

次に、2ページをご覧ください。

平成23年度の歳入の状況と、歳出の決算が記載されています。

左側の歳入状況のうち、地方税の収入額は、88億円程、構成比は、49.6%です。

白井市が市制施行した10年前の平成13年度年の地方税収入は、78億円でしたので、10年間で、10億円が増加しています。

しかしながら、この間のピークが平成20年度と平成21年度で、約90億でしたが、それ以降、減少傾向にあります。

次に、右側の歳出の状況の表をご覧ください。

上の段の括りが目的別歳出、下の段の括りが性質別歳出の括りで、上段の目的別歳出のう

ち、民生費をご覧ください。

決算額、56億2,000万円です。

民生費は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害のある方などの福祉施設の整備、運営支援、また、生活保護などの施策を行う経費です。

平成13年度の決算は、36億9,000万円でしたので、10年間で、約20億円が増加しています。

次に、下段の性質別歳出の状況をご覧ください。

扶助費の決算額は、37億2,000万円です。

扶助費は、社会保障制度の一環として、市が各種法令に基づいて行う給付、あるいは市が単独で行う各種扶助に係る経費です。

平成13年度の決算は、9億4,000万円でしたので、この10年間で、約28億円が増加しています。

また、扶助費の上に人件費、うち職員給22億円とありますが、これは職員の給料と職員手当です。

平成13年度の決算は、24億円でしたので、この10年間で、2億円の減となっています。

1ページに戻っていただき、左側の中段の括りに、職員の状況という欄があります。

白井市の場合、一般職員が370人、教育公務員5人、合計で375人です。

平成13年度の決算は、一般職員が393人、教育公務員が8人、合計で401人でしたので、この10年間で、26人の減となっています。

左上の欄ですが、先程、印西市さんから説明がありましたが、市町村類型の欄があります。

一般的に、類似団体ですとか、類団と読んでいますが、全国1,742の市区町村を人口規模や産業構造により、35のグループに細分化して、それぞれの団体が参考数値として比較するとき用いる類型です。

白井市の場合、Ⅱ-1のグループに属しています。

次に、4ページをご覧ください。

平成19年度から5年間における、色々な財政指標の推移をグラフに示しており、その分析をしたものです。

それぞれの財政指標の分類欄の上に、青字で、類似団体内順位、全国平均、千葉県平均とあります。

類似団体内順位の分母、195とありますが、これは、白井市と印西市さんが属する類似団体の数です。

ちなみに、右上の将来負担の状況の類似団体内順位は、195分の1となっています。

これは大変良い数値だと考えています。

時間の関係がありますので、4ページ以降の資料は、分析欄に解説を記載しているので、説明を省略させていただきたいと思えます。

色々説明したいことがあります、最後に、白井市の中長期の財政計画を少し説明したいと思えます。

現在、白井市では、平成23年度から平成27年度を期間とする、第4次総合計画の後期基本計画を基本とし、財政運営を行っています。

この後期基本計画を策定するにあたり、財政推計を行ったところ、平成22年度から平成31年度の10年間で、58億円が不足するという衝撃的な見込みがありました。

そうした中、現在まで、身の丈に合う財政運営を心がけ、赤字にならないよう予算を組み決算を打っているところです。

間もなく、平成28年度から始まる次期総合計画の策定に向けて、財政推計を含めて計画策定の準備段階に入りますが、お手元の資料の分析表に多く表れているキーワードの高齢化、課税所得の減少、扶助費の増加、公共施設の改修、一部事務組合への負担など、今後10年の計画では、これらに配慮し、自主財源の確保に努めながら、計画の策定に努めているところです。

しかしながら、自主財源は根幹の市税収入として大切なものですが、高齢化の高まりにより、課税所得の減少や、人口増加がこれまでのように見込まれないということがあり、下降傾向にあるという推計も出来ると思いますが、他方では、近年のたばこ税の税率改正や、県税からの一部税源移譲、あるいは住民税の年少扶養控除の廃止など、地方税制度の見直しの影響により、市税収入が大きく増減することも考えられます。

また、現在、政府では、地方税の中の償却資産に係る固定資産税の廃止を含めた見直しや、依存財源ではありますが、消費税率の引き上げに伴う自動車税の社会課税の見直しについて、税制改正に向け、議論が踏み出されています。

更には、関係団体によるゴルフ場利用税の廃止を求める要望などのロビー活動も盛んに行われている状況です。

このような状況を踏まえ、次期中間処理施設整備事業に係る白井市の財政的な影響については、次の総合計画では、この次期中間処理施設整備事業の関係も含めて検討しなければなりません。

しかしながら、ごみ処理事業は、市民生活に多大な影響のある絶対に停滞することが出来ない事業だと考えていますので、総合計画あるいは財政推計も含めて、優先度の高い重要な義務的なものとして考えているところです。

寺嶋均（委員長）

次に栄町さん、お願いします。

中澤寿司（栄町財政課長）

栄町財政課の中澤です。よろしく申し上げます。

栄町の財政状況資料集の1ページ中央ですが、平成23年度ですと、予算総額約71億ですが、平成24年度、平成25年度も、60億～70億の予算を計上しています。

個々の指標は、既に説明がありましたので、4ページの市町村財政比較分析表から、説明したいと思います。

まず最初に、財政力指数ですが、0.63という数字が記載されています。

これは、標準的な行政需要をどの位、自主財源で賄えるかを示す財政力指数となります。この数値が1以上だと、交付税の不交付団体となります。

栄町では、平成23年度で約13億の交付税をいただいています。

また、その下の財政構造の弾力性を図る経常収支比率が97.1、これも印西市さん、白井市さんと比べると、かなり数値が高く、硬直化していることを示しています。

この数値が低い程、独自の政策を打つことが出来るようになり、先程、白井市さんから説明がありましたが、大体70～80%が適正と言われていています。

これらの要因としては、主要な財源である町税収入、とりわけ町民税が最近減少していることに起因しています。

栄町では昭和50年代からの住宅開発により、それまでの人口の3倍程度に人口が急増した経緯があります。

そのときに転入された方々の多くが団塊の世代であり、数年前からその方々が退職の時期を迎え、その関係から町税が減少しています。

また、右上に将来負担の表がありますが、先程説明した住宅開発時に公共施設を集中的に整備したことから、地方債の債務負担行為残高が、一時、150億円程度を超える時期がありました。

その後、基礎的財政収支等を基本とした財政運営により、平成23年度では、80数億円まで減少しています。

しかしながら、県内の同規模の平均、あるいは全国的な類似団体からすれば、まだまだ高いので、栄町としては、60数億円まで減少させるべく、現在、積極的に対策を講じています。

また、貯金である財政調整基金は、平成19年度には約5,000万円と、一時、底を突きそうになりましたが、平成23年度には約6億6,000万円まで戻しています。

しかし、まだまだ少ない状況ですので、財政調整基金単体で10億を目指し、現在、取り組んでいるところです。

このように、栄町の財政状況は、全般的に厳しい状況にあると言えます。

従って、将来に亘り、安定的に自立した財政基盤を構築し、行政サービスを向上させていくために、栄町では、無駄の排除、経常的な経費の抑制に加え、人口増加や産業活性化等の推進による自主財源の確保、公有財産の有効活用、各種施設の使用料や手数料の改定、適切な賦課徴収業務の実施など、財政健全化に向けたあらゆる施策に取組み、また、取り組んでいくということで、現在、財政運営をしています。

また、私は、平成24年度まで、この組合の工場長として勤務していましたが、皆様方においては、大変忙しい中、用地検討について色々と調査審議していただき、感謝申し上げます。

そうした中、栄町の財政の面から最も要望したいことは、早急に建設用地の公募条件を整理し、公募を行い、用地決定までの道筋を立てていただきたいということです。

その作業が遅れることは、中間処理施設が新設なのか、あるいは長寿命化による延命工事なのか、その延命工事が補助金対象となるのか、また、自主財源なのか、そうした選択肢が狭められてしまわないよう、早期に、この用地検討委員会に求められている検討事項を調査審議していただければと思います。

それは、栄町だけではなく、印西地区住民皆さんの負担軽減に繋がることだと思いますので、よろしくお願いします。

寺嶋均（委員長）

続きまして、質疑応答に移ります。

事務局からは、財政状況の資料に関して、委員の皆さんから事前に質問がなかったと聞いていますが、只今、関係市町の財政課長さんからいただいた説明で、何か質問があればお願いします。

藤森義韶（委員）

印西市さんにかがいますが、将来的な税収の見込みは、増加傾向にあるのか、それとも平行的なのか、あるいは減少傾向なのでしょうか。

古川正明（印西市財政課長）

税収の見通しは、非常に難しいところですが、白井市さんから説明のあったように、当然、減少要因はあります。

やはり、昭和59年から入居の始まった千葉ニュータウン地区は、団塊の世代が退職を迎え、段々と住民税は下がっていきます。

ただ、牧の原駅北側の21住区を中心に、新たな入居も見込まれるという状況があります。

また、固定資産税は、旧来の建物が減価する状況下、先日、コストコがオープンしたように、新たな企業進出が見込まれていますので、当面は横ばいで推移するのではという見方をしています。

要するに、中期的には、減るものと増えるものが相殺しながら、ある程度、横ばいで推移するのではということです。

亀倉良一（委員）

印西市さんにかがいますが、先程、白井市さんからは、長期財政計画に基づく、将来の公債費比率に関する傾向の説明がありましたが、印西市さんの場合はどうでしょうか。

特にうかがいたいのは、千葉ニュータウン事業から、UR都市機構及び千葉県企業庁が撤退し、これ迄、UR都市機構が管理していた施設などが、印西市に移管されることに関連で、どのような傾向になりますか。

古川正明（印西市財政課長）

千葉ニュータウン関連の施設整備は、今現在でも行っているものがありますが、第1期事業として大幅に整備した部分は、平成42年位に地方債や債務負担行為の支払いが、概ね終わる状況になります。

その支払いは、先程説明したように、千葉ニュータウン開発事業者からの財政支援がありますので、支援を受けている間は、あまり大きな財政影響はないものと思われま

す。また、UR都市機構から移管を受けるものは、現段階では、道路や公園で、それ以外の施設の移管を受ける予定はありませんので、当然ながら、先程説明した比率関係についても、将来負担比率については、多分、計上が出てこなくなり、実質公債費比率は、それなりに下がる傾向として掴んでいます。

堀本桂（委員）

印西市さんにはうかがいますが、公債費の負担比率や、そういったものに加えて、公共施設は、当然減価して行くものだと思います。

多分、計算されていると思いますが、それに対する、長期的な修繕、維持、管理コストの観点から見ると、単に借りたお金を返すという観点だけではなく、社会的なインフラを維持するために必要となる支出の面でどうなのかなど。

つまり、千葉ニュータウン事業は、道路1つ取っても、高額なハイスペックな公共施設が整備されているというイメージがあり、それを引き継いだ場合、きちんと維持出来るのか、また、それが老朽化した後に、きちんと更新出来るのかという不安を持っていますので、その辺の見通しをお願いします。

また、公共施設白書のようなものは、まとめられていますか。

古川正明（印西市財政課長）

印西市は、市町村合併後、3年が経過したところですが、実のところ、まだ公共施設の全ての減価、トータルコストについて、現在、教育施設を中心に議論が内部で始まったところで、具体的な数字は出ていません。

大体5年間の基本計画と、毎年ローリングという形を取る実施計画において、どうしても修繕等を行わなければならない施設については、必要な事業費を見出していくという状況です。

今の段階では、先程説明しましたが、ある程度決まっているものは、特定目的基金という形で、教育施設であれば教育施設整備基金、福祉施設であれば、福祉施設整備基金で、それぞれの特定の目的基金のところに積立をしています。

また、道路などは、交通の状況だとか量や、傷み方が随分変わりますので、状況に合わせて、修繕等を行いますが、その際は、現在65億円程度あります財政調整基金の活用により対応していくというようなことを含め、庁内検討が始まった状況です。

藤森義韶（委員）

関係市町それぞれにはうかがいますが、経常収支比率及び借金残等を見ると、例えば、経常収支比率1つ取っても、栄町の場合は非常に高く、財政的な余力がありません。

そうした中、次期中間処理施設の建設費は、100億円とも200億円とも言われていますが、どのような財政的措置が取れるのでしょうか。

当然、借金、地方債、あるいは国からの交付税等も考えられますが、どのように考えているのでしょうか。

古川正明（印西市財政課長）

先ず、事業費及び財源内訳がはっきりしないと何とも言えない部分がありますが、先程、白井市さんから説明があったように、事業の優先度という中で捻出していくことしかないと思います。

やはり、住民生活に密着した施設なので、止めることが基本的には出来ない施設だと考えており、優先度における調整の中で、財源を見出していくということしか、現時点では言えません。

地方債は、いわゆる借金ですが、ごみ処理施設整備に関する地方債の償還期間は、大体15年又は20年となりますので、その間は、何とか頑張るしかないということで考えています。

渡邊久義（白井市財政課長）

白井市の基本的な財政運営の考え方は、先ず、平準化です。

先程、施設の維持管理の話が出ましたが、年度によって経費負担が大きな波、小さな波にならないように、現在、公共施設の改修は、ストックマネジメントの手法を用いて、出来るだけ平準化することを考えています。

次期中間処理施設整備事業で組合が起債した場合は、構成市町で毎年度、償還金を負担する形になりますが、前回、白井市が推計した際、組合への地方債の借金として、今後10年間で19億円程度減っていくという見込みがありますので、その中でも少しは対応出来るのかなという考えも持っています。

いずれにしても、先程も申し上げましたが、次期中間処理施設整備事業は、市民生活において大変重要な位置付けの止められない事業なので、構成市町として負担は当然、止むを得ないものであるという考えがあります。

中澤寿司（栄町財政課長）

栄町も基本的には印西市さん、白井市さんと同じですが、前回の9住区への移転で、新設というような計画の段階でも、必要なものに対して負担することは当然と考えていましたので、今後についても、負担割合に応じて負担することは、責務と考えています。

なお、現在、栄町では、住民と一体となり、少しでもごみを減らして負担割合を減らしていこうという考えで、取り組んでいます。

土田寛（学識経験委員）

基本的なこととして、現施設のインシヤルコストとランニングコストの負担割合に関する基本的な構造を説明してください。

また、白井市さんと栄町さんは、財政状況資料集1ページの、関係する一部事務組合等一覧に、組合の名称が記載されていますが、印西市さんの資料では記載がありません。

鳥羽洋志（事務局：主幹）

負担割合は、組合議会の議決事項で、次期中間処理施設整備事業の建設費は、現在、負担割合が決まっていません。

現施設の建設費は、計画目標年度の人口割合により、負担割合を決定しました。

土田寛（学識経験委員）

現施設のインシヤルコストは、人口比で負担割合を決めたということですね。

鳥羽洋志（事務局：主幹）

はい。

なお、ランニングコストである修繕等の負担割合は、実績のごみ量割で議決をいただいています。

土田寛（学識経験委員）

修繕積立金に類するものは、ありますか。

鳥羽洋志（事務局：主幹）

組合に基金等はありません。

土田寛（学識経験委員）

要するに修繕等のランニングコストは、単年度毎の決算ベースでごみ量に応じて分担を決めるという実績ベースということですね。

鳥羽洋志（事務局：主幹）

前年度のごみ量割合に応じて、当該年度の負担をいただいています。

なお、決算剰余金は、関係市町毎に充当し、翌年度の負担金で相殺される仕組みです。

土田寛（学識経験委員）

ということは、イニシャルは、そのときの人口比割合で負担割合が決まり、そこから先のランニングは、関係市町の減量目標が大きければ大きい程、負担は小さいという構造になる理解でよろしいですか。

皆で減量目標を定めて、それが実現出来れば、非常にコンパクトで良い施設が出来るような気がしたので、その辺の構造を皆さんで共通認識したほうが良いかなと思います。

鳥羽洋志（事務局：主幹）

ただ、例えば経費が100掛かれば、関係市町の負担で100を支出するので、どこかが減れば、どこかが増えるという関係です。

よって、関係市町共に減るということではありません。

土田寛（学識経験委員）

もちろん決算ベースなのでそうですが。

鳥羽洋志（事務局：主幹）

また、これまでは、イニシャルコストに対し、計画目標年度の人口割合で負担いただいたものは、計画目標年度の実績人口の割合により、清算をしています。

土田寛（学識経験委員）

そうすると、関係市町の人口規模がかなり違うので、人口が少ない自治体は、ふれ幅として影響が大きいですね。

鳥羽洋志（事務局：主幹）

そういう意味では、慎重に計画目標年度の人口を推計する必要があります。

土田寛（学識経験委員）

分かりました。

古川正明（印西市財政課長）

印西市の財政状況資料集1ページの、関係する一部事務組合等一覧に、組合の名称が記載されていないことの原因ですが、この書式は総務省が定めたもので、1ページは記載する欄に限りがあり、全ての関係する一部事務組合等を記載することが出来ないことによります。

なお、3ページの中段下に、全ての関係する一部事務組合等が記載されています。

土田寛（学識経験委員）

分かりました。

河邊安男（副委員長）

関係市町において、衛生費の占める割合が、かなりのウエイトだと思いますが、衛生費の内訳として、廃棄物処理に係る経費は、どの位を占めているのでしょうか。

渡邊久義（白井市財政課長）

白井市は、廃棄物処理とごみ関係について、全て組合にお願いしています。

平成23年度に白井市が組合に負担した金額は、10億5,000万円程度だったと思います。

よって、衛生費20億の内、10億5,000万円程度がごみ処理に関係する経費で、残りは、健康や医療関係の経費となります。

中澤寿司（栄町財政課長）

栄町は、廃棄物処理に関し、組合へ負担する部分と、独自の施策でごみ収集等を行っていますが、廃棄物関係では、2億9,000万円程度だったと記憶しています。

古川正明（印西市財政課長）

印西市は、ごみについて、基本的には、組合にお願いしており、組合全体のカウントは、平成23年度で15億8,000万円程度です。

藤森義韶（委員）

借金残を見ると、印西市さんが約400億円、白井市さんが約155億円、栄町さんが約95億円となっており、白井市さんと栄町さんは、将来的には、人口減と高齢化により、税収が減っていくという判断をされ、私は、白井市さんと栄町さんは、財政状況が非常に厳しい状況にあると認識しました。

印西市さんからは、その辺のことについては、明確な答えがありませんでしたが、非常に厳しいと認識しているのか、それとも、まだ少し余裕があると認識しているのかがいます。

古川正明（印西市財政課長）

表現の話ですが、厳しいことには間違いありません。

先程も経常経費に課題があると申し上げました。

経常経費は、財政の根幹で、経常経費が、経常収入を上回るという状況になると、当然ながら財政の弾力性がなくなり、新たな行政需要に対応出来ない状況になります。

ましてや、新たな財政需要だけではなく、経常経費は、いわゆる生活費になりますから、経常的なものに関しては、かなり厳しい状況であると、先程、説明しました。

そうした状況で、次期中間処理施設整備事業を進める中、あまり厳しいという表現だけではなく、我々とすれば、積立金というものも積み立てていますので、当然、今の厳しい中でも事業のやり繰りの中で、優先度の高い事業については、負担します。

印西市の平成24年から平成27年までの財政計画の中でも、当然、9住区への移転という前提で、財政計画の中にクリーンセンターの移転を盛り込んでありますが、何とか対応は出来るだろうと考えています。

ただ、先程、少し話が出ましたが、財政サイドとしては、現クリーンセンターのランニングコストを含め、トータル的に1番効率の良いところで、事業を進めていただければと考え

ていますので、出来るだけ早い時期に方針を示していただくことは、非常に大事なことだと思います。

寺嶋均（委員長）

その他、よろしいですか。

これで、財政状況に関する質疑を終わりたいと思います。

関係市町財政課長退出

次第4 専門部会の設置について

寺嶋均（委員長）

続きまして、次第の4番、「専門部会の設置について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

高橋康夫（事務局：主幹）

先ず、専門部会の設置及び合同開催についてと題した依頼文ですが、前回、本委員会において、専門部会の合同設置をごみ処理基本計画検討委員会に要請するという事で、用地検討委員会の寺嶋委員長から、ごみ処理基本計画検討委員会の庄司委員長に宛てた文書になります。

もう1点は、それを受け、7月21日に開催したごみ処理基本計画検討委員会において、専門部会の合同設置を要請する趣旨、あるいはその案としての内容を説明するために事務局で作成した資料になります。

この2つの資料を用いて、ごみ処理基本計画検討委員会に説明しました。

それでは、その辺の経過について、説明します。

6月23日に開催した用地検討委員会の第3回会議において、専門部会の設置について協議いただきましたが、事務局より提案した2つの専門部会のうち、次期中間処理施設の基本構想や、まちづくりにおける将来像を検討する基本構想検討専門部会については、用地検討委員会の協議結果に基づき、用地検討委員会の要請により、合同で設置したい旨を委員長名で、ごみ処理基本計画検討委員会委員長宛文書で、申入れしました。

ごみ処理基本計画検討委員会では、この要請を受け、7月21日に開催したごみ処理基本計画検討委員会の第3回会議において、議題として採り上げ、協議しましたが、ごみ処理基本計画策定の中で検討していく内容である、あるいは、専門部会そのものが必要ないなどの、専門部会共同設置に疑問を呈する意見が、相次いだことから、ごみ処理基本計画検討委員会の庄司委員長より、本件は、預からせていただき、両委員会委員長により確認協議させていただきたいとのまとめをいただきました。

この後、7月24日に、庄司委員長、寺嶋委員長の会合を行いました。

その結果としてまとめられた内容を報告します。

先ず、1点目は、次期施設の基本構想のまとめは、両委員会にとって、管理者からの諮問事項を検討する上での必要な事項であると認められること。

2点目は、現施設整備基本計画の策定後である平成25年5月31日に、国は廃棄物処理施設整備計画を閣議決定しているのので、これに基づいて、印西地区の次期施設に求められる施設の基本構想を整理していく必要があり、例えば、災害等に対する強靱な一般廃棄物処理施設システム、地域の自主性及び創意工夫を活かした施設の整備、地球温暖化防止・省エネルギー・創エネルギーの取組み及び災害対策の強化などです。

3点目は、基本構想は、ごみ処理基本計画の中間処理計画の位置付けの1つとして、ごみ処理基本計画検討委員会で検討すること。

4点目は、基本構想は、用地検討委員会における用地抽出条件として必要な情報であるため、早めに協議して用地検討委員会に報告すること。

以上が、両委員会で協議した結果ですが、専門部会の設置は、再度、用地検討委員会で協議願いたいと思います

寺嶋均（委員長）

私から補足的に説明しますが、現在のごみ処理基本計画の中に、基本構想なるものが記載されていますので、本来的にはごみ処理基本計画検討委員会の役割と言うか、業務範囲であると思います

ただし、現在、用地検討委員会とごみ処理基本計画検討委員会が同時進行しているので、今後、用地検討委員会としては、基本構想なるものを早く決めていかないとまずいということで、合同設置の提案をごみ処理基本計画検討委員会へ申し入れたわけですが、ごみ処理基本計画検討委員会では、自分達の業務範囲なので、基本構想の策定を急ぐのであれば、優先して基本構想をまとめて、用地検討委員会へ報告しますということで、はっきり言えば、ごみ処理基本計画検討委員会から専門部会の合同設置を断られたということになります。

そういうことを受けて、用地検討委員会として、今後、この専門部会のあり方をどうするか、意見ををお願いします。

亀倉良一（委員）

感想も含めて意見を申し上げますが、実は、この7月8日付けの事務連絡文書は、たまたま機会があり、事前に内容は確認しており、事務局に意見は伝えましたが、印象としては、第3回会議の頃まで話合われた内容からすると、随分踏み込んだ内容としてまとめて、ごみ処理基本計画検討委員会に伝えたという感じを持ちます。

あたかも、依頼文に記載されている組織の構成を枠にはめて、用地検討委員会ではこうするから、ごみ処理基本計画検討委員会でも決めてくれという形で投げ掛けたような感じがしました。

これまでの会議の経過からすると、もっとラフな話の内容だったのに、随分固めた話として持ち込んだという印象を持ちました。

その点で、ごみ処理基本計画検討委員会の受け取り方にどのように影響したかは、分かりませんが、印象としては、不適切であったのではと思います。

特に、今回の問題として指摘しておきたいのは、依頼文の2、担任する事務の(1)から(4)の項目です。

確かに、用地検討委員会だけで専門部会を設置することになったとしても、担任する事務の中身が(1)から(4)ということで、あたかも規定されているかのように記載されていますが、実はこの4項目は、前回会議の資料における事務局案です。

このことについて、前回の会議で話したことはありません。

特に(1)、(4)は、専門部会の性格からして当然かなとは思いますが、(2)のまちづくりにおける将来像と(3)の地域振興事業の基本的な考え方は、明らかにこういう形で決まったわけではないということを明確にしておきたいと思います。

柴田圭子(委員)

確かに、やや踏み込んでいたと思いましたが、担任する事務の4点は、前回会議で別表として、私達にも一応配られています。

川砂さんからも、基本構想の調査審議を進めることと関連して、まちづくりにおける将来像、地域振興事業の基本的な考え方、及び周辺住民との合意形成に関する調査審議を担当するものですとの説明が一応ありました。

しかし、それは、議題の1番最初のほうの説明で、その後の議論の間に、だんだん私達の認識の中から抜けてしまっていたということではありますが、確かにこの所掌範囲でいきましようということを協議はしておらず、説明だけで終わっており、合意していないことが1点。

更に、議論の過程で、黒須委員から、基本構想は、ごみ処理基本計画検討委員会で主体的に検討することが望ましいので、ごみ処理基本計画検討委員会の専門部会等で検討していただけないかというお願いを用地検討委員会から正式にする必要があると思いますとの意見がありました。

それを踏まえた上で考えると、この依頼文ではお願いになっていないし、この内容で検討しなさいよとなっているので、文章として不適切ではと思ったことと、委員長名の依頼文なので、事前に委員に確認して欲しかったと思います。

ごみ処理基本計画検討委員会の前回会議を傍聴しましたが、説明のあったとおりで、かなり反発が強い状況でした。

専門知識を自分達は持ち合わせているし、正に基本構想は、自分達で担っていくところではないのだろうかということです。

用地検討委員会が、ごみ処理基本計画検討委員会で検討していることについて、話を聞きに行くならばともかく、合同で検討するのはどういうことなのだろうという雰囲気でしたので、打診方法を失敗したという感じがします。

寺嶋均(委員長)

1番の原因は、ごみ処理基本計画と用地検討が同時進行していること自体であり、やや異常というか問題があります。

これ迄、専門部会を2つ設置することで検討を進めてきましたが、ごみ処理基本計画検討委員会で基本構想を策定していただけることになりましたので、基本構想検討専門部会の設置に替えて、施設整備基本方針検討専門部会を設置する考え方もあると思います。

現ごみ処理基本計画で定義されている基本構想を見ると、項目数は3項目か4項目で、熱利用や環境保全などを挙げているだけで、ある面では非常に簡単なものです。

用地を公募するにあたり、今後は、十分な施設の姿として、防災拠点構想などを位置付ける必要があると考えられます。

丁度、岩井委員の事前提出意見にあります、炉の数や、どの程度の広さの用地が必要なのか、エコプラザをどう取扱うのか、地域振興のあり方をどうするのかなどを含めて、基本構想以外に、公募を掛ける際に固める色々な要件検討が残っているということであれば、施設整備基本方針専門部会というような形で、検討を進める考え方もあると思います。

将来推計ごみ量などに関しては、ごみ処理基本計画検討委員会で検討し、間もなく結論を出すようですが、現時点における必要な用地面積は、現在のごみの焼却量等から勘案して、大体の規模で検討を進めることが出来ると思います。

幅を持った施設規模で検討をしても、恐らく200tプラスマイナス50t位の範囲内に収まるとは思いますが、必要な用地面積は、200tでも250tでも、それ程の違いはないと思います。

よって、将来推計ごみ量の結論が出る前であっても、ある面では、用地検討委員会の検討は、前へ進めることが可能ではないかと感じています。

皆さんの率直な意見として、2つの専門部会をそのまま残すか、又は、専門部会の設置は止めて全体会議で検討を進めるか、いかがでしょうか。

黒岩七三（委員）

2つの専門部会の設置を検討していた際、基本構想は、検討する時間が少なくて済み、用地抽出手法に重点が置かれると感じていました。

なお、ごみ処理基本計画検討委員会で、将来推計ごみ量等の結論が出るのは、多分、用地検討委員会で用地をどのように公募するか、どのように進めるかという検討を始めるまでに間に合わないような気がします。

今日の話聞いた結果、どの程度の用地を想定して進めるかということは、絶えず一緒のほうが良いではないかと考えますので、やはり、皆さんと全体会議で検討を進めることのほうが良いと思います。

岩井邦夫（委員）

2つの大きな検討事項として、基本構想と用地抽出方法があり、同時に検討するのは大変だから、2つの専門部会で検討するという経緯でしたので、片方がなくなったわけですから、専門部会を設置する意味がないと思います。

全体会議とは別に、専門部会でも検討を進めるのであれば、まだ分かりますが、それについても行う必要がないような気がしますので、専門部会の設置は、全て取り止め、当面は全体会議で検討を進めることが良いと思います。

寺嶋均（委員長）

ただ今の黒岩委員、岩井委員の意見は、専門部会の設置は止めて、全体会議で検討を進めるという趣旨ですが、2つの専門部会で検討を進めたほうが良いという意見の方はいますか。私見ですが、基本構想の専門部会は、比較的早くに結論が出ると思います。

やはり、1番大変で時間も掛かるのは、用地抽出手法関係で、皆さんと知恵を出し合って検討を進めるべきところだと思います。

それでは、前回の会議では、2つの専門部会を設置することで決定したわけですが、ごみ処理基本計画委員会で基本構想を早期にまとめて、用地検討委員会へ報告するという運びになったことから、2つの専門部会の設置は中止するというところで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との発言あり)

それでは、専門部会の設置は中止ということで、決定します。

暫時休憩

寺嶋均 (委員長)

ここで、休憩を10分程取り、2時45分から再開します。

再開

寺嶋均 (委員長)

それでは、会議を再開します。

次第5 事業推進手法の比較について

寺嶋均 (委員長)

次第の5番、「事業推進手法の比較について」を議題とします。

この資料は、比較項目が多項目に亘ることと、本日、会議を大体4時に終了したいと考えており、会議時間が限られていることから、優先して決定すべき事項から順に、種別毎に区切った形で説明していただきたいと思います。

なお、本日、事業推進手法について、決められるところは決めたいと考えていますが、あくまでも現時点の状況における決定事項としますので、次回の会議以降、新たな意見がありましたら、申し出ていただく機会を作りたいと考えています。

また、この議題に関連して岩井委員より、意見書の事前提出をいただいておりますが、岩井委員の意見に関連する項目まで議論が進みましたら、岩井委員に意見の概要を説明願います。

なお、4時までにはそこまで進まなかった場合は、次回以降の会議で取扱うこととさせていただきます。

川砂智行（事務局：副主査）

会議資料の1ページをご覧ください。

事業推進手法の比較①です。

この資料は、第1回会議で簡単に概要を説明しましたが、1番左の欄は、熟慮すべき検討項目の一覧となっています。

その1つ右の欄は、前回計画において各検討項目をどのように行ったのかを簡潔にまとめたものです。

その1つ右の欄は、前回計画の指摘事項を簡潔にまとめたものです。

最後に、一番右の欄は、前回計画の指摘事項を踏まえ、皆様にご意見をいただきたい今回計画欄としています。

なお、前回会議で、一番右の今回計画欄に、事務局案を記入させていただくと説明しました。

この度、一般的に考えられることを中心に、案としての概要を複数記入しましたので、参考として下さい。

また、これまでの会議でも説明していますが、この資料の検討を進めることで、必然的に前回計画の検証や総括などがされるものと考えています。

それでは、具体的な説明をしますが、先程、委員長からお話しのあったように、優先度を勘案し説明します。

1番から5番に関しては、既に行っている又は既に決定している項目なので、説明は省略しまして、先ず、6番をご覧ください。広報の方法です。

前回計画では、広報の方法として、組合及び関係市町のホームページと広報紙を活用しました。

それに対する指摘事項は、広報記事を見たことがないという大変厳しいものもありましたが、端的に申し上げると、情報伝達力が不足していることを起因とする指摘ではないかなという認識をしています。

それでは、今回計画欄を順番に説明します。

先ず（1）ですが、今回計画においても、ホームページと広報紙を中心とした広報が考えられると思いますが、記事の掲載頻度を高め、住民の皆さんの意識や注目を集める努力を継続することが重要であると認識しています。

なお、住民委員の募集を行った平成25年3月以降は、これまで毎月、関係市町の広報紙に、今回計画の関係記事を掲載いただいています。

次に（2）ですが、パブリックコメントの募集、全体住民説明会の開催及び用地の公募などの要所においては、町内会回覧を活用することも考えられると思います。

次に（3）ですが、その他、有効な広報の方法があれば、意見をいただきたいと思います。

また、広報の方法のほか、関連し、広報内容そのものについても、意見をいただければと思います。

これまでの会議では、「住民に対し施設の性能や環境影響等の基礎情報を早急且つ的確に広報し共通認識を図るべき」といった趣旨の意見や、「公害という観点からは全くクリーンであることをご理解いただければ合意形成はさほど苦労しないのでは」といった趣旨の意見もいただいています。

そのほかにも、広報内容に関する意見がありましたら、いただきたいと思います。

一先ず、説明はここまでとし、広報の方法及び関連して広報内容に関する審議をお願いします。

寺嶋均（委員長）

広報の方法について、事務局案に対する意見及び新しいアイデアなどがあればお願いします。

藤森義韶（委員）

組合広報紙を発行することは分かりますが、関係市町の広報紙程、よく読まれてないということがあります。

組合広報紙を良く読んでもらうために、各駅や、関係市町の公共施設に置くことを提案します。

駅に置いてある自治体の広報紙は、比較的持っていかれる方が多く、最初に無くなります。

特に、電車通勤されている男性の方は、広報紙等を家庭であまり見ないということがありますから、電車の中で読める状況にすることは、非常に有効だと思いますので、是非とも取り上げて貰いたいと思います。

寺嶋均（委員長）

広報紙は、地方の場合には、新聞の折り込みで配布しています。

新聞を取っていない方もいるかも知れませんが、各家庭へ届く確実な方法論として、新聞折り込みがあると思います。

組合の広報紙は、新聞折り込みで配布していますか。

川砂智行（事務局：副主査）

組合の広報紙は、新聞折り込みで配布しています。

なお、組合の広報紙の発行数は、関係市町さんの広報紙のように、毎月発行若しくは月に2回発行といった高頻度ではなく、年度間に2回のみです。

そういうことからすると、タイムリーな情報伝達という部分では、有効な媒体ではないかも知れませんが、発行する際には、次期施設のことを多く紙面に取り上げていきたいと思っています。

基本的には、情報伝達力ということで考えると、関係市町さんの広報紙を活用させていただくことを第一義に考えています。

柴田圭子（委員）

確認ですが、広報の方法という項目は、用地の検討に着手して、それを進める際に、どれだけ皆に知っていただき、巻き込みながら決めて行くかという過程に関わる広報という意味で取っていましたが、そうではなく、組合の事業全般を知らせるための広報ですか。

川砂智行（事務局：副主査）

組合の広報紙も、関係市町さんの広報紙も、特定の事業のための広報紙ではありません。用地検討委員会で色々な検討が進む中、情報を住民の皆さんにお伝えしたほうが良いという部分があれば、紙面の一部を使って、伝えることになります。

柴田圭子（委員）

今迄話し合ったことなどは、絶えず公開し、透明性を確保すべきと委員が合意したら、広報紙などの媒体で発信するのですか。

また、ツイッターやメルマガを行うことで委員が合意したら、新しく立ち上げるのですか。

川砂智行（事務局：副主査）

先程も申し上げたように、住民の皆さんの意識や注目を集める必要が当然あると思いますので、会議で決定したことに関しては、積極的に行いたいと考えています。

もちろん、発信する内容は、委員の皆様と相談しながら、決めるべきであると思います。

寺嶋均（委員長）

今迄、ウェブを使った広報は、ホームページに掲載するという形で行っていますが、柴田委員からは、ツイッターなどを活用したらどうかという意見がありました。

電子メディアをどの程度活用する意義があるか、意見はありますか。

亀倉良一（委員）

広報の手段として、どのようなものがあるのかという話だと思いますが、住民は、内容によって関心の有無及びレベル差が色々あります。

私は、市民運動レベルで、前回計画の色々な場面に参加しましたが、問題が問題なだけに、どの機会でも非常にたくさんの住民の方達に集まっていただきました。

組合が主催した東京電機大学での最初の説明会をはじめ、それ以降、チラシでも知らせましたが、大々的に宣伝をしたわけでもないのに、非常にたくさんの住民の方達に集まっていただきました。

それから、関心の問題毎に、そうした機会が出来てくると思いますので、そういう意味では、色々なレベルの市民団体があります。

私が、直接関係しているところと言えば、市民フォーラムという市民団体がありますし、これは、前回計画に関し、平成24年5月に100名位、駅前センターに集まっていただき、報告会を実施した経緯があります。

また、自然保護関係の市民団体もありますので、そうした団体へ、随時話を持ち込み、意見交流を活発にしておくということも、1つの方法だと思います。

また、満遍なく出来るか分かりませんが、自治会・町内会の役員達に、絶えず関心を持って貰うような働きかけを行うことが、きっかけを作る非常に重要なツールになると思います。

また、地域新聞は、住民が結構読んでるので、そうしたメディアを使い、必要な情報を載せて貰うということも必要だと思います。

また、千葉ニュータウンと言えば、ラーバンネットなどについても、どういう契約が出来るか分かりませんが、そういうものも使えるのではと思います。

多角的に多面的に色々な方法を活かし、情報を発信することが、住民の関心を高める上で

非常に大事なことではと思います。

岩井邦夫（委員）

従来からの組合ホームページで、検討委員会の会議終了後、会議資料や会議録の公開を比較的リアルタイムで行っているのも、これは当然継続するものと思います。

また、組合広報紙に検討委員会の記事を載せることは良いのですが、発行数が年2回なので、この1～2年と言いますか、検討が終了するまでは、特別な組合広報紙として次期施設の特集号を発行し、それを束ねておけば、一般住民レベルの方が、経過も内容も分かるというような取組をするべきであると思います。

住民の皆さん方は、当然、関心がある方とない方がいらっしゃるって、例えば自分達の地域に建設されるとなったら、かなり関心を持ちますが、関係ない場合は、ほとんど関心が示されません。

やはり、タイムリーに、1番必要なときに必要な情報を流す方法は、ホームページが1番だと思います。

用地検討委員会の検討状況は、毎回広報する必要はないと思います。

ある程度まとめて住民の意見をうかがったほうが良いというチャンスがあれば、特集号としての組合広報紙を発行するという事です。

予算がないと言われるかも知れませんが、やはり年に最低でも3回位は特集号を発行したらいかかかと思えます。

渡邊忠明（副委員長）

先程、焼却施設の基本的な考えについては、ごみ処理基本計画検討委員会が専担するという結論になりました。

それは筋論として、もっともなことなので、何も異論はないのですが、これから造ろうとしている中間処理施設が、単にごみ処理施設という迷惑施設ではなく、発電するのか、熱供給を直接するのか、どういう格好になるかは別にして、エネルギー供給源であって、都市施設であって、環境や自分達の生活には影響しない安心な施設で、場合によっては災害のときに拠点となることなど、これからごみ処理基本計画検討委員会でまとめるであろう施設情報を適宜、適切に広報することを要望します。

寺嶋均（委員長）

事務局に確認しますが、事業用地の公募を掛ける際、年2回発行している組合広報紙で対応する予定はありますか。

川砂智行（事務局：副主査）

用地の公募、パブリックコメント、建設予定地の決定など、ポイントとなる要所では、町内会回覧を活用出来るのかなという説明を先程しました。

情報を伝える力という部分では、現在考えられるものでは、町内会回覧が1番強いと感じています。

また、先程、組合広報紙の特集号という提案がありましたが、前回計画でも事業の経緯等に関する特集号は、発行しています。

今後も、同じような取組みが出来るとは思いますが、先程、話がありましたように、予算と

の絡みがあります。

他にも、地域新聞やラーバンネットなど、予算との絡みが発生する可能性のあるものがありますので、今、皆さんにいただいた提案は、一旦、事務局で預からせていただき、今後、色々なことを想定してみたいと思います。

もちろん、まだ、審議が続くでしょうから、他にも意見・アイデアなどがあれば、出していただければと思います。

岩井邦夫（委員）

町内会回覧という話がありました。

私は町内会の役員を務めていますが、今の町内会は、大体住民の半分程度、私のところは極端で3分の1しか加入していません。

よって、町内会を配布先の相手と見ないで、取組みの幅を全体的に広げたほうが良いと考えます。

土田寛（学識経験委員）

6番の広報の方法は、色々な種類があると思いますが、用地検討委員会が設置されて会議を開催していることを知っていただきたいのか、それとも、ごみ処理基本計画検討委員会で検討した基本構想、公募の実施、候補地の決定などのポイントを知っていただきたいのか。

これらは、住民全員が関心のあることだとは思いますが、先程、指摘があったように、うちじゃなければ良いという話もある中で、広報の方法は、例えばスケジュール上の段階と、後は、悪く言うと情報の薄さ濃さみたいなものをメリハリ付ける必要があると思います。

最後の計画案は、全戸配布をしたほうが良いという感じはしますが、先程の財政資料に記載されているように、関係市町の人口は、国調ベースで17万人、住基帳ベースで17万5,000人、世帯数にして5万9,000世帯ありますので、タームとレベルを切り分けて検討したほうが良いと思います。

広報の方法について、漠然とした全体論になっているような気がしますので、どの辺を集中的に検討すれば良いのか、説明して下さい。

川砂智行（事務局：副主査）

広報を行うにあたり、住民の皆さんに是非知っていただきたい部分は、こうした市民検討委員会のような形の組合管理者の附属機関が設置されましたので、先ず、この検討委員会の存在というものを知っていただき、且つ、どういったことを検討しているのかを自ら追いつけていただければ、1番良いと考えています。

具体的には、組合ホームページで、ある程度タイムリーに検討委員会の情報を開示していますので、そちらをご覧くださいれば1番良いのですが、当然、ホームページを閲覧出来る環境が整っていない住民もいらっしゃるので、合わせて、関係市町の広報紙などにも、毎月のように、検討委員会に関する色々な情報を掲載したいと考えています。

ただし、そういった従前の手法を繰り返すことだけではなく、全戸配布という意見もありましたが、ポイントとなるところでは、やはり情報伝達力に関し、非常に強いものが求められると思いますので、その時点では、更に一工夫二工夫する必要があると思います。

事務局では、その工夫の1つとして、町内会回覧を案として資料に記載しました。

なお、先程、意見のあったとおり、町内会加入数の減少など、色々と問題はあると思いますが、広報媒体に関しては、中々有効な代案がないのではと考えています。

土田寛（学識経験委員）

ということは、レベルの差というものではなく、基本的には、段階に応じて関係市町の住民全員の方に知っていただくという、要は100%公開に近い形で、情報公開についてはケアするという基本方針で良いですか。

川砂智行（事務局：副主査）

当然、情報公開は、全ての住民の皆さんに等しく行うことが前提及び基本になると思います。

ただ、広報の方法は限られていますので、現実的には難しい問題があると思いますが、目的及び目標としては、やはり全ての住民の皆さんに情報をお伝えすべきで、そのための工夫・努力をして行きたいと考えています。

河邊安男（副委員長）

組合ホームページに情報が掲載されているという話ですが、今現在、アクセス数はどれ位ですか。

川砂智行（事務局：副主査）

分かりません。

土田寛（学識経験委員）

カウンターは、付いてないのですか。

川砂智行（事務局：副主査）

付いていません。

岩井邦夫（委員）

カウンターは、付けたほうが良いですよ。

黒須良次（委員）

カウンターが付いていなくても解析出来ます。

頼めば直ぐにでも出来ますから。

土田寛（学識経験委員）

どなたがアクセスしているかは、個人情報の関係がありますが、どこかまでは辿れます。

同じ人が何回もカウントしているのか、そうではないのか。

黒須良次（委員）

組合ホームページで、検討委員会の会議資料、会議添付資料、会議録などが閲覧出来る状態だと思いますが、やはり、ホームページを閲覧するときに、1番最初のトップページ、インデックスページに、ごみ処理基本計画検討委員会と用地検討委員会に直ぐリンクする、マスコットなどによるバナーボタンを付けて誘導すると効果あると思います。

せっかく作った資料が、何ページも開かないと到達しないことや、資料がどこにあるか分からず、挙句の果ては、電話を掛けてどこにあるのですかと聞かなければならない状況がホームページに散見します。

これは、簡単に対応出来ることなので、是非、ホームページの作り方について、アクセス

し易いように作り変えていただければと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

組合のホームページですが、マスコットなどによるバナーボタンは付けてはいませんが、ごみ処理基本計画検討委員会と、用地検討委員会について、それぞれトップページの最上部の分かり易いところに入力を設けてあります。

黒須良次（委員）

是非、目立つように、広告風にしていただければと思います。

それから、広報の重要な目的は、今後のスケジュールを告知する、いつ頃こういうことを検討する、いつ頃皆さんにお知らせするといったスケジュールの告知関係と、どういうごみ処理施設が出来るのか、正しくイメージしていただくことだと思います。

ただ単に嫌悪施設的なイメージで、固定概念的に捉えることは、間違えた知識で、1番良くないので、例えば、用地検討委員会で、最新のごみ処理事例や、国の施策などを住民の皆さんに知っていただきましょうということであれば、是非、委員の皆さんの意見を聞きながら、どんどん追加資料として、ホームページに載せたらどうかと思います。

やはり、一般市民の皆さんと、この検討委員会との情報格差を出来るだけ小さくしていくことに、力を注ぐ必要があると思います。

先程、渡邊副委員長からも話があったように、ごみ処理施設は、ただ単に燃やす施設、処分する施設ではないということで、完全に概念が変わりました。

要するに、熱回収施設であり、なおかつ、高効率発電であり、焼却方法も非常に高度化されていて、CO₂は変わらないと思いますが、廃熱や煙の質は、一時代と全然違うんだということです。

また、熱回収にあたり、ただ単に余熱利用的なものではなく、エネルギー利用、それから、場合によっては、更にその余熱を地域的な地域振興として、農業や工場、あるいは非常時のための発電機能などにも有効に使えますということを手くPRすることにより、住民の皆さんに、是非うちの地域に誘致したいと思われる位の事例がありますよという辺りまで踏み込み、住民の皆さんの想像力を掻き立てるような、前向きな方向で、情報提供していくことが、必要だと思います。

委員の皆さんが出された資料や、検討の中における関連情報は、是非、ホームページを手く活用しながら、掲載していただければと思います。

渡邊忠明（副委員長）

大賛成です。

河邊安男（副委員長）

基本的に賛成ですが、掲載する情報を検討委員会で検討するというのではなく、検討委員会に提出された資料等は、全て掲載という方向が良いと思います。

寺嶋均（委員長）

関心のない住民に関心を持ってもらうこと、情報を知りたい住民はホームページなどにアタックして欲しいこと、広報紙を読んでいただけるような工夫、色々なメディアを活用など、これまで、たくさん意見をいただきました。

効果のある、又は、効果のありそうなことについては、何でもやってみるしかないというのが、実態かも知れません。

岩井邦夫（委員）

確かにホームページなどの広報媒体は、多面的に利用するべきだと思います。

先程、柴田委員からも関連する話がありましたが、ホームページを見た方のコメントや意見をホームページに書き込めるようになっていませんか。

川砂智行（事務局：副主査）

書き込みは出来ません。

岩井邦夫（委員）

是非、書き込み出来るようにしてください。

住民の皆さんから、どのような意見やコメントが寄せられているのかを検討委員会で把握出来るようにすれば、住民の感情、意見、動向が、ある程度分かると思います。

そうした、双方向のホームページにして貰いたいと思います。

別の手段でも良いですが、とにかく住民の意見を発信出来て、それを我々委員が分かるような内容にして貰いたいというのが希望です。

鬼沢良子（学識経験委員）

関係市町で発行している広報紙は、多分、地域住民にとって、1番身近な広報媒体だと思います。

自治体の広報紙は、色々な情報が掲載されており、用地検討委員会に関する情報を載せた際、紙面のスペースに限りはあります。

掲載頻度は、毎回ではなく、例えば、今後、住民説明会などの貴重なポイントにおける情報は、必ず関係市町が発行している広報紙に、枠を作って載せていただくことが、とても大切で、それをしないとまずいと思います。

寺嶋均（委員長）

現在、事業用地検討という非常に大事な過程にあるので、住民への説明も十分する必要があることから、一定の枠を組合専用に使っていただけませんかという、関係市町への申入れは可能ですか。

川砂智行（事務局：副主査）

先程、説明したように、平成25年の3月以降、毎月1日号の関係市町さんの広報紙の紙面の一部を活用させていただいております。

当然、今後、大きな要所となる時点に関しては、秘書広報課さんとも十分相談しながら、比較的大きな紙面を使わせていただきたいという申入れを考えていますが、多種多様な記事が掲載される行政の広報紙なので、用地検討委員会の都合だけで決められるものではないことを理解願います。

寺嶋均（委員長）

それでは、5番の広報の方法及び広報の中身について、色々と意見をいただきましたので、今後、各委員の意見を踏まえ、効果のある広報を考えたいと思います。

次に、7-1番の住民との合意形成に関する「住民意見等の確認」について、説明してく

ださい。

川砂智行（事務局：副主査）

この項目は、前回計画では特段のことを行っていません。

指摘を色々いただいておりますが、端的に申し上げると、対話の機会や丁寧さが不足していることを起因とする指摘ではないかと認識しています。

それでは、今回計画欄を順番に説明します。

先ず（１）ですが、電子メールによる意見等の常時受付です。

次に（２）ですが、事務局に持参及び郵送による意見等の常時受付です。

次に（３）ですが、会議傍聴にお越しいただいた方の意見等の受付です。

（３）は、これまでの会議で、「傍聴者の中には、委員の選考から漏れた方で非常に関心を持った方がいらっしゃるなどから、傍聴者に意見書を配布し、意見を吸い上げる機会を設け委員会に反映させたい」といった趣旨の意見をいただいていることから、案に加えたものです。

なお、只今説明した（１）～（３）を実施する場合は、今後、用地を公表した以降、状況によっては、混乱が懸念されると考えられますが、そうしたものに影響されることなく、適切に調査審議を継続することが求められるものと考えられます。

次に（４）ですが、住民委員の応募者が提出した小論文の公開です。

これは、用地検討委員会の住民委員に応募された全２０名は、「ごみ処理施設のあり方」と題した小論文、つまり、住民の皆さんが熟慮された意見の提出を既にいただいております。

については、惜しくも選考から漏れた方も含め２０名全員分の小論文を書面により了承を得て、氏名等の個人情報を黒塗りした上で公開し、会議の参考資料として活用させていただくことも、考えられると思います。

次に（５）ですが、これまでの会議で、「環境行政は住民意見の反映が基本」といった趣旨の意見をいただいております。

住民意見を反映させるためには、先ず入口の部分で、住民意見を確認・認識することが重要になると考えられますので、その他、有効な方法があれば、意見をいただきたいと思っております。

次に、米印の注記部分の説明をします。

米印の部分は、只今説明した（１）～（３）を実施する場合に関係するものになります。

先ず、１つ目として、不適切な意見等の排除です。

不当な圧力、個人や特定の団体に対する誹謗中傷、財産・プライバシー・著作権の侵害、営利目的の記述、これらが含まれる意見等は、公開の対象とせず、会議に提出しない措置が必要と考えられます。

なお、排除の判断は、委員長に行っていただくことを想定しています。

次に、２つ目として、匿名意見等の取り扱いです。

この事業の性質、検討委員会の会議であっても公開しない場合があること、仮に記名式とした場合の本人確認の必要性等を総合的に勘案すると、匿名意見等の提出は、差し支えがないものと考えています。

次に、3つ目として、受付した意見等の公開方法ですが、会議の参考資料となることから、必然的に組合ホームページで公開されるものと考えています。

なお、意見等のうち、質問は、回答を添えて公開することを想定しています。

また、本日、この住民意見等の確認の方法を決定していただければ、間もなく8月1日に原稿締切りとなる、関係市町の9月1日号の広報紙に、周知記事の掲載を依頼したいと考えています。

一先ず、説明はここまでとし、住民意見等の確認に関する審議をお願いします。

寺嶋均（委員長）

事務局からの説明が終わりました。

意見などがありますか。

岩井邦夫（委員）

9月1日の関係市町の広報紙に、何を掲載するのですか。

川砂智行（事務局：副主査）

本日の会議で決する「住民が意見を検討委員会に提出する方法」です。

河邊安男（副委員長）

この関係は、用地検討委員会だけではなく、ごみ処理基本計画検討委員会も同じという捉え方でよろしいですか。

川砂智行（事務局：副主査）

ごみ処理基本計画検討委員会と調整はしていません。

用地検討委員会の資料として作成しています。

河邊安男（副委員長）

ごみ処理基本計画検討委員会に関係する質問があった際、どのような形で公表等をするのかということです。

川砂智行（事務局：副主査）

あくまで、組合管理者の附属機関として、全く別の組織ですので、ごみ処理基本計画検討委員会は、別の考えがあるかも知れませんので、私共のほうで、こうすべきだと決めるのは、難しいと思います。

河邊安男（副委員長）

また、先程、質問があれば回答するという説明があったと思いますが、回答文は、事務局で検討し、それを掲載するというところでよろしいですか。

川砂智行（事務局：副主査）

回答文の素案は、当然、事務局で作成することになると思いますが、質問の内容により、委員の皆様にご確認いただいたほうが良いものもあると思いますので、その辺は、適宜、確認したいと思います。

寺嶋均（委員長）

米印の1番上で、不適切な意見等の排除について、委員長の判断でと説明がありましたが、私の判断だけで良いのか、委員会として判断する必要があるのか、その辺の議論をしておく必要があると思います。

岩井邦夫（委員）

先程、事務局から説明があったように、営業目的や個人攻撃を排除することは、当り前のことですが、委員長の判断で良いと思います。

何もかも検討委員会で判断することは、事務的にも時間的にも出来ないと思います。

ただ、委員長が判断出来ない場合は、検討委員会の会議に提出するといった段階を踏めば良いと思います。

藤森義韶（委員）

事務局の説明では、ごみ処理基本計画検討委員会と用地検討委員会とで、個別に考えているとのことでしたが、この6番、7番は、基本的に検討委員会毎に変えることは、少しおかしいと思います。

出来れば、両検討委員会で取り上げるべきものだと思います。

この件は、ごみ処理基本計画検討委員会に提案していますか。

川砂智行（事務局：副主査）

現時点では提案していません。

藤森義韶（委員）

6番、7番については、両検討委員会に共通する問題だと思うので、是非とも、両検討委員会で取り上げる形で、進めていただきたいと思います。

渡邊忠明（副委員長）

先程、黒須委員と私から要望したことは、藤森委員が裏付けて下さったと思うので、検討よろしく願います。

土田寛（学識経験委員）

合意形成の項目で、7-1番から7-3番まであり、それらは、用地検討委員会で検討しますが、最終的に候補地が決まった時点などにおいて、本来的に住民の方達と合意をしなければならぬのは組合です。

検討の途中段階での情報公開は大事だということで、情報を一杯渡すことは良いですが、最終的に合意をする住民の方達と組合自体が、どういうステップバイステップで決めていくかということなども、一方では決めておくべきと思います。

例えば、パブリックコメントは、検討の途中で受付はせず、ある程度決まった段階で公表したものに対し、カウンターとして意見を出して下さいという手続き論です。

そういうことを随時、全部検討委員会で面倒を見るという話には多分ならないと思いますが、端的に申し上げると、タームとクリティカルなるポイント等について、きちんとディメンションを切る必要があると思います。

もしかすると、意図的に聞こえてしまうかも知れませんが、情報があまりにも氾濫している世の中なので、垂れ流しておけば良いという無責任型の行政のPRも多々あるように個人的には思います。

ある種、見識や常識のある中で、重要なことをここまで決めるというスケジュールを前提とした中で、ここまではどういう情報を提供する、ここでこういうことを決めたい、これは合意だというようなところをステップバイステップで進めて行かないと、中々難しいものが

あると思います。

端的に言うと、前回計画も情報を公開しなかったわけではないのに、結局、ひっくり返ってしまいましたが、今回も同じようなことになるのではと思います。

色々な情報を発信するのは良いですが、返ってきたものに対し、検討委員会で全部答えるみたいなことを行っていたら、中身が全然決まって来ないと思います。

亀倉良一（委員）

住民との合意形成に関しては、一般論ではなく、特殊な問題ですが、用地選定を進めて行く上で、ずっと引っ掛かっていることがあります。

9住区の前回決定が白紙撤回された1つの要素は、印西市から提案された申入れで、そもそも駅前の一等地に、ごみ処理施設などがあることはおかしいという理由が挙げられています。

しかし、他方、以前も申し上げましたが、前回の検討委員会の検討過程で、印西市に対して、都市計画上、この立地にごみ処理施設があることについてどうなのかという質問をしました。

当時の印西市は、別に都市計画上問題ありませんということで、2つの全く相反する見解が出されたわけです。

また、住民団体、市民レベルで言うと、北地区連合会からは、この地域からは移転してくれという署名が出されました。

また、その後、大塚3丁目の住民を中心に、移転の方向でよく検討しろという意見が出され、議会でも出されました。

こういう流れの中で、これから我々がこの地域で、ごみ処理施設をどう位置付けるかということについて考える場合、今迄出された色々な動きだけでは判断が難しく、根拠薄弱というか、しっかりした論拠として掴めていませんので、もう少しはっきりとした住民の意向を掴みたいという感じを持ちます。

それに関連し、7月21日に開催したごみ処理基本計画検討委員会を傍聴した際、アンケート調査を実施するという話が出ていましたので、是非、その1項目に、この地域に配布するアンケートは、先程、申し上げたような内容を盛り込み、住民意見を聞いて貰えれば、少なくとも今迄、散発的に出していた意見をもっときちんと足固めすることになるのではないかと感じました。

是非、少し考えていただければと思います。

岩井邦夫（委員）

亀倉委員の求めるアンケートというのは、誰を対象にしたアンケートですか。

亀倉良一（委員）

住民です。

岩井邦夫（委員）

どこの住民ですか。

亀倉良一（委員）

印西クリーンセンターの周辺住民です。

岩井邦夫（委員）

この周辺に焼却施設が建つという条件でという意味ですか。

それとも、現在の印西クリーンセンターをどう思っているかという意味ですか。

全然違う場所に次期施設が建つことになれば、この周辺住民の意見は関係ないですよ。

亀倉良一（委員）

それは、これから検討することだと思いますが。

岩井邦夫（委員）

アンケートの対象が印西地区の全住民であれば理解出来ます。

亀倉良一（委員）

全住民では、質問にならないと思います。

前回計画の白紙撤回の理由の1つである、板倉印西市長から出された申入書が、アンケートを実施したい1つの動機になっています。

この申入書では、こういう駅前の一等地に、ごみ処理施設があることは、都市計画上おかしいということが、白紙撤回の1つの理由になっています。

岩井邦夫（委員）

それは、板倉市長の選挙公約ですよ。

亀倉良一（委員）

しかし、市長になり、こういう形で申入書が出ているので、板倉さんの個人的な考えを超えて、市の意見として出されたものです。

よって、時間的にはずれますが、歩調を合わせるような形で進めるということです。

岩井邦夫（委員）

正副管理者会議で、白井市と栄町は認めていません。

柴田圭子（委員）

岩井委員、そういう話ではなく、アンケートの話では。

岩井邦夫（委員）

どこを対象にし、何をアンケートするか分からなかったのです。

亀倉良一（委員）

印西市長の申入れで、この一等地にごみ処理施設を立地するのは、都市計画上おかしいんだと言っていることについて、周辺住民は、どのように考えていますかということです。

柴田圭子（委員）

ごみ処理基本計画検討委員会で計画しているアンケートの内容は、そこまで踏み込んでいません。

ごみ処理基本計画の策定にあたり、印西地区住民におけるごみ減量やリサイクルに関する取組等を把握し、今後の減量施策を検討する上で参考とするため実施しますという目的で、調査項目は、ごみ減量やリサイクルの考え方について、ごみ減量やリサイクルの取組について、ごみの有料化について、また、調査方法は、構成市町の役所、駅、スーパー等において14問のアンケート調査を行うというものです。

藤森義韶（委員）

今の話は、先程私が求めたことと関連があるのですが、結局、事務局側で、2つの検討委員会に関係があるような資料は、それぞれに流しているのかどうかという問題と、もう1つは、やはり検討委員会で話されたことで、もう1つの検討委員会にも関係があることは、事前にそれぞれの委員長に報告すべきだと思います。

今のアンケートは、特にそうだと思います。

単にアンケートと言っても、ごみ処理基本計画に関するアンケートにプラスして、用地検討委員会としてもアンケート項目があるかも知れませんが、そういう提起や論議がされたよというような調整は、事務局で行う必要があると思います。

先程の財政資料も、ごみ処理基本計画検討委員会には配られていませんので、非常に納得いきません。

広報の方法や、住民との合意形成は、当然、ごみ処理基本計画検討委員会でも論議すべきことです。

高橋康夫（事務局：主幹）

藤森委員の意見ですが、基本構想など、両検討委員会に共通するような検討事項もありますが、基本的には2つの検討委員会に異なった諮問がされています。

先程のアンケート調査も、柴田委員が仰るとおり、ごみ処理基本計画を策定する上で、今後の施策、つまり、ごみの減量や、資源化を進めるべく意見をうかがいましょうということで、基本的には印西地区の全戸を対象にしたいのですが、それ程大々的には実施出来ませんので、今、その配布方法や、集約方法について、検討しております。

配布先は、基本的に地区を限定する考え方はありませんので、用地検討委員会の考え方の全てをそのアンケート調査の中に盛り込むということは、今のところ、全く関係のないことだと思います。

また、藤森委員が言われた各委員会の情報提供は、基本的には組合ホームページに全て掲載していますので、必要な情報は、各委員がそうしたものから得ていただきたいと思います。

藤森義韶（委員）

委員がホームページから情報を得ることは、少しおかしいと思います。

両検討委員会の会議は、選ばれた委員が出席していますので、共通な課題だと捉えているのであれば、事前に共通資料として提出することに関し、何らさし障りある問題ではないと思います。

ホームページを見ろという失礼なことはないだろうと思います。

高橋康夫（事務局：主幹）

基本的には、諮問事項が異なりますので、共通事項自体がないのではと思います。

例えば、今後、ごみ処理基本計画検討委員会で、将来の推計ごみ量を決定し、用地検討委員会へ報告いただきますが、審議途中の資料を用地検討委員会へ提供する、あるいは、こちらから、審議途中の資料をごみ処理基本計画検討委員会へ提供することはないと思いますが、いかがでしょうか。

藤森義韶（委員）

例えば、事業推進手法の比較①の表を見ると、7番は、当然ながら両検討委員会の共通事項なので、それはおかしいと思います。

ごみ処理基本計画検討委員会に、全く関連してないことではないと思います。

広報1つ取っても、どういう形で実施するのが良いかという検討は、共通だと思います。

寺嶋均（委員長）

私からも、言い方を変えての質問ですが、事務局の案は、こういう形で情報公開をしますよ、住民の意見も受け入れますよ、住民参加の方針はこうですよというような形で、広報紙に掲載しようとしているのですか。

川砂智行（事務局：副主査）

事業推進手法の比較①の7-1番を例に説明すると、1番右の欄に、今回計画案として（1）から（5）まで記載していますが、事務局としては、全てやるべき、又は、全てやりたいということではありません。

案としては（1）から（5）が考えられますが、委員の皆さんはどのように考えますかということで、審議いただいているところです。

また、例えば、（1）と（3）を実施しようとか、（1）だけを実施などと、会議で決していただければ、そういった取組みを始めることを住民の皆様にお知らせする必要があるので、組合ホームページに周知記事を掲載することと合わせて、構成市町の広報紙にも、周知記事を掲載したいと考えています。

寺嶋均（委員長）

先程、土田学識経験委員からも発言がありましたが、情報公開する時間軸の観点も、かなり重要な問題としてあります。

他の都市における私の経験では、候補地を決定した理由や根拠が確定していない状況で、みだりに、こういう候補地を検討していますなどと公表すると、全体として騒乱状態になる可能性がありますので、情報公開のタイミングも含めて、色々と考えるべきと思います。

土田寛（学識経験委員）

情報公開と意見聴取というステージと、後は、公聴会・説明会に代表されるような周知の機会に大別されると思いますが、委員長からも指摘があったように、組合としても委員会としても、各部の決め方等は、決まったことと決まらないことの仕分をした上で、それぞれのタームに望まなければならないことは、大前提となりますが、先程の広報の話も絡めて言うと、7-1番は、住民意見等の確認となっていますが、これは多分、基本的には情報公開で、7-2番のパブリックコメントの募集が意見聴取だと思います。

意見聴取は、直接的な説明会を開催したり、ウェブで投げかけるなど、方法は色々あると思います。

最後の7-3の住民説明会は、良い意味でも悪い意味でも、契約的な意味で住民の方ときちんと合意をするという観点からすると、多分、2市1町の全体の説明会と、候補地が概ね決まった段階の2段階で開催すると思いますが、場合によっては、究極の話ですが、今流行りの住民投票をやりますかという話に発展する可能性もあります。

7-3番は微妙ですが、少なくとも7-1番は、情報公開のベース、そういう意味からすると、提案いただいている(1)から(4)は、実施しなくて良いと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

7-1番が情報公開に関することであるという前提で、土田学識経験委員は仰ったと思いますが、情報公開に関しては、6番の広報の方法となります。

6番は、こういった媒体を用いて情報公開が出来るのではという案です。

また、7-1番は、住民の意見を聴取する方法、受付ける方法、そういった内容で、この資料は作成しています。

土田寛（学識経験委員）

そうすると、7-1番と、7-2番のパブリックコメントは、同じこととなります。

川砂智行（事務局：副主査）

確かに同じこととなりますが、7-2番のパブリックコメントに関しては、先程、土田学識経験委員から説明していただいたように、ある程度物事が決定した段階で実施するものですが、7-1番に関しては、ある程度物事が決定した段階ではなく、組合のホームページに掲載している資料をご覧になった方や、用地検討委員会の会議を傍聴された方が、用地検討に関し、意見や質問があれば常時受付ける機会を設けるという趣旨です。

土田寛（学識経験委員）

委員長がいらっしゃるって、公募された委員の方がいらっしゃる検討委員会ですが、事務局としては、住民の皆さんからいただいた意見をどこまで斟酌するつもりですか。

川砂智行（事務局：副主査）

7-1番に関して、先程も説明したように、当然、実施することにより、余計な混乱を引き起こすことなどの懸念や、デメリットもあると思いますので、逆に実施しないほうが良いという意見もあると思いますが、委員の皆様が会議で決していただきたいと思います。

なお、住民の皆さんからいただいた意見は、先程説明したとおり、一部、排除すべきものもあると思いますが、基本的に全ての意見は、検討委員会に提出すべきと考えています。

寺嶋均（委員長）

用地検討を進める中、最適地を選定する段階などは、検討委員会を非公開にせざるを得ないケースも想定されると思います。

最適地としての妥当性や評価書などを全て整理してからでないと、オープンに出来ないかも知れません。

候補地がたくさん抽出された場合は、数箇所にとり込んでから1箇所にとり込むという段階的な評価手法もありますが、いずれにしても、情報公開自体は、基本となります。

しかし、情報公開する時期は、非常に難しい面があり、複数箇所の段階でオープンにした際、当然、各候補地で反対する住民が出てくると思います。

なぜ、ここが選ばれたのかということに関し、それ相当の理由付けを固めて、明快に答えられる状況まで進めてからでないと、この検討委員会として、中々発表出来ないという場合が出てきます。

ということは、用地検討委員会を非公開で審議せざるを得ない事態も考えられると思いま

す。

黒須良次（委員）

あくまでも、検討委員会では、原則、どういう基準でどういう考え方でどういう視点で評価したのかということについて、秘密にする理由はないので、そうした部分は、非常に透明性があるべきと思います。

寺嶋均（委員長）

最終的に、それらは全てオープンになりますが、検討の過程で、どこまで発表するかということなどは、用地検討委員会で判断する必要があるのではという意味合いです。

黒須良次（委員）

事業推進手法の比較は、事務局がどのように苦労しようとも、出来る限り幅広く住民の意見を集めていこうという熱意を感じる反面、混乱が予想されるというか、意見の出方や意見を集める範囲を段階に応じてコントロールして、今回はここまでについて意見をいただきますという形で区切らないと、最初から、最後のほうの決定の意見や、政治的に過激な意見の提出が想定されます。

用地検討のスタートの段階から住民の皆さんの意見を聞いていこうということであれば、例えば、先程、土田学識経験委員に整理していただいたように、最初の情報提供の段階や、検討委員会を進める各段階では、どういう情報が欲しいのか、あるいは、検討委員会で、今こういうことを議論しているけれども、それに関連して何か意見ありますか、検討して欲しいことはありますかといったような範囲を設定し、今回は意見を何月何日までにいただければ助かりますということだと思います。

そういう整理の仕方をしないと、機械的にその他の意見をシャットアウト出来ないですし、議論も段階的に深まっていかず、意見の整理も出来ないと思います。

ですから、意見の吸い上げ方に関し、効果的な範囲を絞って、段階的に進めるべきであるということと、意見の発信及び処理のルールをきちんとオープンにするべきと思います。

最初から全て良いですよということになると、事務局は非常に大変なことになるので、そこら辺の整理をきちんとして進めていただければと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

只今、黒須委員が仰った手法は、ある一定の範囲、事柄に関し、期限を設けて意見を求める、いわゆるパブリックコメントの手法に近いと思います。

パブリックコメントは、7-2番として、事務局も実施を想定していますが、第1回会議で、傍聴人の意見受付という意見があったことから、当該意見を発展させ、7-1番の（1）から（4）についても提案するものです。

しかしながら、先程も説明したとおり、事務局では、これら全てを実施すべきであるとは考えておらず、逆に実施しないほうが良いという意見もあるかと思っています。

その辺を委員個人の意見ということではなく、皆様の中で合議として決していただければと思います。

鬼沢良子（学識経験委員）

私は、事務局案である7-1の（1）から、その他の部分も含め（5）までを実施出来れ

ば、とても良いと思います。

白紙撤回となった前回計画は、住民の皆さんから、大まかには資料に記載された指摘があったわけです。

多分、事務局は、前回計画に対する指摘事項を踏まえたのだと思います。

公平ではない、情報が届かない、公開されていない、そういう部分を拾い上げると、やはり（１）から（５）になると思います。

確かに、ここまでオープンにすると、今欲しい意見なのか、最終的に決める段階で欲しい意見なのかに関係なく、物凄く雑多なものが提出される可能性はあります。

しかし、前回計画における住民の皆さんの指摘を踏まえ、今回は、こういうことをやっているという姿勢を示すことが、とても大切なことだと思います。

事務局の覚悟と、意見を受ける私達委員の覚悟も必要だと思いますが、やはり大切なことだと思います。

ただし、先程、黒須委員が仰ったように、今回は、こういう事柄に対して意見を求めますという、ある程度の制約を設けないと、本当に雑多な意見が提出され、その整理に膨大な時間が掛かってしまうと思います。

寺嶋均（委員長）

先程、亀倉委員から意見のあったアンケートは、7-1番の（５）その他の項目として考えられることは確かです。

ごみ処理基本計画委員会でアンケートを実施することですが、住民の意向を把握する上で、関係市町の全住民に対して実施することは、1番広く意見を取るという意味合いではありますが、大変な作業となります。

土田寛（学識経験委員）

広く意見を求めることについて、最大化を前提として対応するのであれば、手厚く対応していただいたほうが良いかも知れませんが、実は、どれだけ皆さんに情報が届いているのかということとセットにならないと、この種の手厚く対応する際の裏返しの部分が必ずあり、色々な意味で、逆差別的な意味でのアンバランスが出てきます。

先程、全戸配布という極論を申し上げましたが、少なくとも情報が届いているということが、前提にならないと、色々な意見が出てくるか、逆に完全に無視されるか分かりませんが、方向性が出たクリティカルでは、何らかの形で必ず反論は出ます。

それは、テクニカルな問題だとしても、先程、関係市町の広報担当の職員と紙面の打合せ云々とありましたが、自治体は、行政情報のやり取りの関係で、広さと深さの問題は必ず検討していますので、今後、広報に関する幅の広さと、効率性みたいなものを少し教えていただけたら良いかなと思いました。

柴田圭子（委員）

情報公開についても、やはり、ごみ処理基本計画検討委員会との意思の疎通が、今のところ図られてないことが、1番まずい状況だと思っており、資料に記載された情報公開をするのであれば、この点は少なくとも、ごみ処理基本計画検討委員会と歩調を合わせなくてはならない部分だと思います。

そういう意味でのお互いの情報交換や、やり取りが、やや欠けているところだと思います。

ここは、事務局が要になるしかないのですが、出来たら私達も、ごみ処理基本計画検討委員会の会議に傍聴に行く、ごみ処理基本計画検討委員会の委員も、今日、傍聴に来ていらっしゃるし、場合によっては、こちらからお願いして意見を言って貰う状況があっても良いと思います。

今回のアンケートについても、もし、事前に、ごみ処理基本計画検討委員会で実施することが分かっていたら、用地検討委員会の問題や聞きたいことを加えて一緒に実施して貰うことが出来たかも知れません。

事前に情報が共有出来ていないことによるミスも起きています。

本当に連携を取り合う委員会であって欲しいことを私は最初から申し上げていますが、早速、齟齬が生じつつあるので、もう1回、ここは立ち返って、どこまで一緒に出来るのかということ絶えず情報交換しておかなければいけないことについて、改めて委員長と事務局にお願いしたいと思います。

高橋康夫（事務局：主幹）

具体的に歩調を合わせることに関し、どのようにすれば良いのかが、事務局からの問いになります。

単に資料を相互に渡すということであれば、それは可能かも知れません。

しかしながら、本当にそれで済むかという点、先程、申し上げたように、検討課題の検討途中の資料を相互に渡しても、それは的確な情報にならないと思いますし、また、こういった検討委員会の内容を本当に伝えるのであれば、資料の他、会議音声も伝えないと基本的には難しいと思います。

物理的に出来るのであれば事務局としてもやりたいと思いますが、物理的に難しいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

岩井邦夫（委員）

その件に関して、少なくとも1回は、両検討委員会の合同会議を開催すべきだと思います。

基本構想の部分は、我々も考えているし、決定してから話し合っても仕方ないので、基本構想が決定する前に、1回、合同会議を開催したらどうかと思います。

そうすると、お互いに何を考えているのかを理解しあい、軌道修正してくれるかも知れません。

また、私は、前回計画の検討委員会委員も務めていましたが、今迄、年間10万人もいる温水センター利用者に対し、全く触れていません。

その方々が、移転に関してどう考えているのか、また、どこから来場されている方々なのか、

その方々を完全に無視して良いのかなと私は常々思っていたのですが、アンケートの話が出たので、この際、その方々の意見も聞いてみたいと思います。

藤森義韶（委員）

先程の話に立ち返りますが、7-1番の(1)から(5)までは、両検討委員会のホーム

ページ上で、取組内容を掲載するということですか。

川砂智行（事務局：副主査）

提案したのは、用地検討委員会です。

藤森義韶（委員）

用地検討委員会への提案ではありますが、組合のホームページに掲載しますよね。

柴田圭子（委員）

ホームページの意見だけではないのでは。

藤森義韶（委員）

ホームページ上だけとは言いませんが、例えばホームページを見て、意見聴取するというのであれば、例えば特段のアンケートを実施するわけではありませんよね。

1つは広報か、あるいはホームページでやるわけですよね。

それは当然、やる前提としては、そういう情報が、例えばホームページにあれば用地検討委員会に報告がされるわけですが、つまり、これを常時やろうということに関し、基本的には提出される意見をあまり恐れないほうが良いという気がします。

先程、黒須さんが仰ったように、ある一定の条件を付加すれば、基本的に、意見は取り上げていただいて、その意見の内容をあまり恐れずに対応し、むしろ積極的に対応していく姿勢のほうが良いと思います。

また、先程の広報の問題ですが、6番と7番は、基本的に事前に両検討委員会で検討すべき共通の事項だと思います。

むしろ、ごみ処理基本計画検討委員会に、こうした資料が提出されていないことに問題があると思いますので、是非ともこの事項については、ごみ処理基本計画検討委員会に投げかけていただきたいと思います。

寺嶋均（委員長）

ごみ処理基本計画検討委員会と用地検討委員会との合同会議の機会を設けたほうがよろしいのではという意見がありましたが、その点に関してはいかがですか。

堀本桂（委員）

両検討委員会の合同会議を1回開催し、何か合意事項が出来たとしても、多分、その後は、別の議論を展開していくと思いますので、合同会議は、あまり意味がないような気がします。

また、ごみ処理基本計画検討委員会と用地検討委員会との関係ですが、先程、柴田委員が、ごみ処理基本計画検討委員会の会議を傍聴し、その会議内容を話していただきましたが、その位の情報でも良いと思います。

ごみ処理基本計画検討委員会と用地検討委員会が情報交換し、どのようにマッチングさせながら進めたら良いのかということに関し、例えば、ごみ処理基本計画検討委員会の前回会議で、こういう議論がされ、こういうところまで行きましたという概論だけでも報告して貰いたいと思います。

一語一句、正確なところまで我々が確認して、その上で判断しなければならないということは、さほどないと思いますが、我々が、概論を知った上で意見を述べることは、重要だと思いますので、せめてその位は、事務局で対応していただければと思います。

また、市民目線からすると、ごみ処理基本計画検討委員会だろうが、用地検討委員会だろうが、同じです。

ごみ処理に関する将来的なことを考える同種の検討委員会ですから、意見の聴取方法や、ディスクローズの方法が、別組織という理由で異なるのは、住民に対して理解されないと思います。

柴田圭子（委員）

賛成です。

高橋康夫（事務局：主幹）

先程、藤森委員から意見のあった、6番の広報の方法と、7番の住民との合意形成は、ごみ処理基本計画検討委員会にも諮ってみます。

また、今、堀本委員から意見のあった内容であれば、事務局もやりようがありますので、前向きに検討したいと思います。

渡邊忠明（副委員長）

先程、7-2番及び7-3番にも多少触れていましたが、今日の審議は7-1番まででよろしいですか。

寺嶋均（委員長）

本日は、7-1番までとします。

なお、7-1番は、色々な意見がありましたので、会議録を作成した後、じっくり考えないとまとめが難しいと思いますので、7-1番は継続審議にしたいと思います。

また、今日は、岩井委員の意見書を説明することが出来ず、申し訳ありませんでした。

それでは、これで、事業推進手法の比較は、閉めさせていただきます。

次第6 その他

寺嶋均（委員長）

最後に次第の6番、「その他」を議題とします。

事務局で何かありますか。

川砂智行（事務局：副主査）

その他として、2点の連絡事項があります。

1点目は、次回、第5回会議の開催日程ですが、予定通り、8月25日の13時から、この場所で開催したいと考えています。

開催通知は、後日、メールにより提出します。

2点目は、恐れ入りますが、委員長・両副委員長・学識経験委員は、閉会後に、この階の管理者室で次回会議に向けて5分程度打合わせをさせていただきたいので、お時間をいただければと思います。

寺嶋均（委員長）

最後に、本日の会議の会議録ですが、委員の氏名を記載することよろしいですか。

（「異議なし」との発言あり）

次第7 閉会

寺嶋均（委員長）

これで、本日の会議を閉会します。
お疲れ様でした。

平成25年7月28日に開催した印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
用地検討委員会（第4回会議）の会議内容が、この会議録と相違ないことを証明する。

平成 25 年 9 月 2 日

委 員 長

寺嶋均

会議録署名委員

黒川七五

会議録署名委員

岩井邦夫